

株式会社商工組合中央金庫の 株式の処分について（現状報告）

（注）この文書は、日本国内におけるいかなる有価証券の売付けの申込み又は買付けの申込みの勧誘（以下、「勧誘行為」という。）を構成するものでも、勧誘行為を行うためのものでもありません。入札の参加にあたっては、必ず、国有財産（株式）売払公告、入札要領、契約書（案）を含む入札案内書、株式会社商工組合中央金庫が作成する株式売出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧ください。入札者ご自身の判断でなされるようお願いいたします。

令和 6 年 6 月 4 日
財 務 省 理 財 局

株式会社商工組合中央金庫の株式の処分について

政府が保有する株式会社商工組合中央金庫株式について、以下の通り、関東財務局において一般競争入札による売却を実施する旨、公告したところ（4月15日）。

入札概要

- 売却株式数 : 10億1,600万株（政府保有株式全て）
- 入札参加資格 : 商工中金法第6条第1項に規定されている者（中小企業組合及びその構成員並びに中小企業団体等）
※全省庁統一競争参加資格を取得している者 等の要件あり
- 最低申込単位 : 1万株

スケジュール

令和6年 4月15日	入札公告
同 7月12日～31日	入札受付期間
同 9月17日～	開札
同10月11日	落札者決定
令和7年 3月31日まで	名義書換

(参考)(株)商工組合中央金庫の株式の処分について (令和5年9月20日国有財産分科会における答申(概要))

(株)商工組合中央金庫の株式の処分について(概要)

1. 背景

株式会社商工組合中央金庫(以下、「商工中金」という。)は、「中小企業信用保険法及び株式会社商工組合中央金庫法の一部を改正する法律(以下、「改正法」という。)」において、商工中金の政府保有株式については、改正法の公布日(令和5年6月16日)から2年を超えない施行日の前日までの間において、できる限り速やかに、全株売却するよう求められている。

2. 基本方針

国民共有の貴重な財産であることにかんがみ、その売却は公正な価格及び方法により行うことが必要。

3. 売却方法についての検討

(1) 証券取引所への上場の可否

議決権を有することのできる株主の資格が限定されており、その枠組みは今後も維持する方針。東京証券取引所の上場審査基準を満たさないことから証券取引所への上場によらずに売却する方法を採ることが適当。

(2) 売却方法

証券取引所への上場を行わないことを踏まえ、公正・公平な売却方法であるという観点から、国の契約方式の原則どおり、一般競争入札により売却することが適当。

(3) 売却数量

改正法の趣旨を踏まえれば、複数回に分けて売却を行う猶予も乏しく、政府の保有する株式全てを一度に売却することが適当。

4. 入札実施に当たっての留意事項

(1) 注意喚起

入札参加者に対し、証券取引所へ上場されないものであり、当該株式の取得後の売却手段が、株主資格を有する者間での相対取引あるいは一部の証券会社における店頭取引に限定されていること等の注意喚起を行うことが必要。

(2) 申込株式数の最低単位

申込株式数の最低単位に制限を設定せずに入札を実施すれば、応札者が極めて膨大な数になり円滑な入札執行に支障をきたすおそれがあるため、最低申込み単位の設定を検討すべき。

(3) 申込株式数の最高数量の制限

民間保有分については、保有制限が付されていないことから、申込株式数の最高数量の制限を設定することは要さない。

(4) 入札予定価格についての考え方

予定価格の設定にあたっては、株式の評価が必要となる。株式の評価については、純資産価額方式、類似会社比準方式等いずれかの方法をそのまま適用するのではなく、各評価方法を総合勘案しつつ、一部の証券会社において純資産価額方式により算出した価格を参考に店頭取引が行われている実態にも十分に留意した上で適切に実施する必要。

今後、これらの点に加え、金融業を取り巻く足許の市場環境の変化や、新たなビジネスモデルの下での商工中金の収益改善も踏まえ、株式売却に関する専門的な助言及び支援業務等を委託することとなる証券会社(証券アドバイザー)の知見も踏まえて決定することが適当。

(5) 入札の実施時期

改正法の趣旨を踏まえて、令和6年度早期の入札の実施を目指すべき。

5. その他売却に当たっての留意事項

投資家保護等の観点から、金融商品取引法に定められた事項はもとより、財務状況をはじめとしてリスクや経営計画に関する情報など、必要な情報の適切な開示を行うことが引き続き必要。

また、売却にあたっては円滑な入札執行が可能となるよう配慮すべき。

(以上)